



令和5年度

和東町協働のまちづくり補助金



\* 和東町協働のまちづくり補助金とは? \*

個性豊かで活力あるまちづくりに自主的に取り組む活動を応援する事業です。  
皆さんの熱意とアイデアに満ちた提案をお待ちしています。

募集期間

令和5年

令和5年

12月1日(金) ~ 12月28日(木)

- 対象事業 和東町の協働のまちづくりの推進を目的に町内で実施する事業で、団体にとって新たな公益的・社会貢献的な事業 / 1団体1事業
- 対象団体 主たる構成員が町内在住もしくは在勤者である5人以上で構成された団体
- 補助額 事業1件につき10万円を限度額として、予算の範囲内で補助
- 審査方法 書類審査、必要に応じてヒアリング審査
- 応募方法 地域力推進課へ直接持参(和東町役場2階)

詳細は、募集要綱をご覧ください。募集要綱、申請書類は和東町役場地域力推進課で配布しています。

また、和東町のホームページからもダウンロードできます。

申請にかかるご相談は地域力推進課で受け付けていますので、お気軽にお問合せください。

**申請・問合せ先**

和東町地域力推進課

〒619-1295

京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 14-2

TEL 0774-78-3002

FAX 0774-78-2799

MAIL [chiikiryouku@town.wazuka.lg.jp](mailto:chiikiryouku@town.wazuka.lg.jp)

## 補助金申請の流れ

① 応募期間	令和5年12月1日(金)から令和5年12月28日(木)まで 必着 地域力推進課へ提出
②書類審査・ヒアリング	書類審査(必要に応じてヒアリング審査)を行います。
③交付決定	適当と認めた対象団体に交付決定通知を送付します。
④補助対象事業	交付決定後、事業実施(やむを得ない事情による場合は、事前着手も交付金対象)
⑤事業完了	令和6年3月31日
⑥実績報告	事業完了後、実績報告書の提出
⑦事業報告会	令和6年4月予定(必要に応じて実施)

## 対象事業

- ① 地域住民の交流の促進につながる事業
- ② 地域協働活動の推進につながる事業
- ③ 環境美化の推進につながる事業
- ④ 地域の伝統文化を活用した事業
- ⑤ 産業の振興につながる事業
- ⑥ 健康福祉の増進につながる事業
- ⑦ 上記のほか、協働のまちづくりに資すると認められる事業

※人件費・食糧費・施設等の維持修繕(改良費用)を除いた経費が対象となります。

※これまでに和東町協働のまちづくり補助金を活用して実施した事業内容と同じ事業は対象外となります。

例えば...

町民の健康促進、交流体験の場を作ろう!

地元の特産品や伝統を広めよう!

子どもたちの学習支援がしたい!

などなど

たくさんのアイデアをお待ちしています!